

コロナ時代の 働き方改革とは

働き方改革
支援事業



企業訪問
セミナー事業



労働環境
チェック事業



3回まで**無料**

 専門家を派遣します

1 「同一労働同一賃金」への 対応をアドバイスします

職務分析、職務評価と賃金の決め方について相談に応じます。
同一労働同一賃金の導入に伴う就業規則等の作成・見直しの
相談に応じます。

2 就業規則等の作成・見直し、 補助金・助成金の活用を支援します

求人・採用や助成金申請ができる事業所となるため就業規則
の作成・見直しの相談に応じます。
労働関係補助金や助成金について説明し、申請について
アドバイスします。

3 各事業所にあったセミナーを 開催します

専門家が伺い、働きやすい職場づくりのためのセミナーを
開催します。
職場内のコミュニケーション向上、人材の定着による企業
力の向上を目指します。

4 時間外労働や36協定の見直しなど 労働環境の改善を支援します

労働時間の管理や削減など労働環境の改善について
アドバイスします。
36協定や休業協定等の作成についてアドバイスします。

商工会の事業所支援のご案内

ポストコロナ時代の「働き方の改善」を支援します

「働き方改革関連法の主な内容」

同一労働・同一賃金(2021年4月施行)

同一企業内において、正社員と非正社員との間で、基本給、賞与、教育研修や福利厚生などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差別を設けることが禁止されました。労働者に対する、待遇に関する説明義務が強化されました。

時間外労働の上限規制(2020年4月施行)

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができません。臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも・年720時間以内・複数月平均80時間以内(2~6か月平均の全て)・月100時間未満としなければなりません。

有給休暇年5日取得(2019年4月施行)

全ての企業において、年10日以上有給休暇が付与される労働者(管理監督者を含む)に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。

専門家による相談窓口

TEL:078-371-1362

設置期間 令和3年4月7日~令和4年3月30日

設置日 水曜日 10:00~16:00

相談方法 電話、Zoomアプリによるリモート通話

相談内容 ●働き方改革関連法への対応 ●就業規則等の作成、見直し
●同一労働同一賃金への対応 ●労働関係助成金の活用
●行政官庁への提出書類作成相談

設置場所 兵庫県商工会連合会 〒650-0013 神戸市中央区花隈町 6-19
☑ hyogo-kouiki@shokoren.or.jp

お気軽に
ご相談ください



社会保険労務士・行政書士
上田 真

専門家派遣等をご希望の方は下記にご記入のうえ、商工会へお申し込みください

会社名		住所	
ふりがな		ふりがな	
代表者名		担当者名	
相談内容	<input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 時間外・36協定 <input type="checkbox"/> 職場の環境改善 <input type="checkbox"/> 就業規則等その他 具体的に:	業種	TEL
従業員数	正社員()名、パート等()名		